

防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について

改正案	現行
<p style="text-align: right;"> <u>令和7年3月31日</u> <u>国都市第252号</u> <u>国住備第611号</u> <u>国住街第162号</u> <u>国住市第113号</u> </p> <p> 都道府県 政令指定都市 独立行政法人都市再生機構 各地方整備局等 </p> <p style="text-align: center;">} 担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省都市局市街地整備課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">住宅局住宅総合整備課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">市街地建築課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p>	<p style="text-align: right;"> <u>令和4年3月31日</u> <u>国都市第154号</u> <u>国住備第506号</u> <u>国住街第262号</u> <u>国住市第102号</u> </p> <p> 都道府県 政令指定都市 独立行政法人都市再生機構 各地方整備局等 </p> <p style="text-align: center;">} 担当部局長 殿</p> <p style="text-align: center;">国土交通省都市局市街地整備課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">住宅局住宅総合整備課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">市街地建築課長 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準等について</p>

改正案	現行
<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国都市第 341 号・国住備第 724 号・国住街第 201 号・国住市第 179 号。以下「補助金交付要綱」という。）第 4 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）3. 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱第 6 第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー 1 3－（1 0）第 1 項第 2 号及び第 4 号に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり改正したので通知する。</p> <p>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準 補助金交付要綱第 4 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）3. 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号に規定する技術基準は、別紙 1 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（以下「技術基準」という。）とする。</p> <p>2 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価 補助金交付要綱第 4 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）3. 第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号に規定する技術評価は、別紙 2 の防災・省エネまちづくり緊</p>	<p>防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け国都市第 341 号・国住備第 724 号・国住街第 201 号・国住市第 179 号。以下「補助金交付要綱」という。）第 6 第 2 項及び第 7 第 2 項並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）5. 第 2 項及び6. 第 2 項の規定に基づく「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準」及び「防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領」並びに補助金交付要綱第 9 第 3 項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー 1 3－（1 0）第 2 項に規定する「別に定める算出方法」について下記のとおり改正したので通知する。</p> <p>なお、貴管内市町村及び地方住宅供給公社に対し周知をお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準 補助金交付要綱第 6 第 2 項及び第 7 第 2 項並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）5. 第 2 項及び6. 第 2 項に規定する技術基準は、別紙 1 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準（以下「技術基準」という。）とする。</p> <p>2 防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価 補助金交付要綱第 6 第 2 項及び第 7 第 2 項並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3－（1 0）5. 第 2 項及び6. 第 2 項に規定する技術評価は、別紙 2 の防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価</p>

改正案	現行
<p>急促進事業技術評価実施要領（以下「評価要領」という。）により行うものとする。</p> <p>3 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業の別に定める算出方法</p> <p>補助金交付要綱第6第1項第3号及び第5号並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第2号及び第4号に規定する別に定める算出方法は、別紙3の防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法により行うことができることとする。</p> <p>（別紙1）防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則</p> <p>この技術基準は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。）第4第3項第2号及び第4項第2号並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-13-(10)3.第3項第2号及び第4項第2号の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術基準について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2（略）</p>	<p>実施要領（以下「評価要領」という。）により行うものとする。</p> <p>3 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業の別に定める算出方法</p> <p>補助金交付要綱第9第3項及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第2項に規定する別に定める算出方法は、別紙3の防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法により行うことができることとする。</p> <p>（別紙1）防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準</p> <p>第1 通則</p> <p>この技術基準は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。）第6第2項及び第7第2項並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-13-(10)5.第2項及び6.第2項の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術基準について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2（略）</p>

改正案	現行
<p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号イ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号イ</u>に掲げる高齢者等配慮対策は、次のとおりとする。 イ～ロ (略)</p> <p>2 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号ロ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号ロ</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。 イ～ニ (略) <u>ホ 住宅部分の住戸内部について、躯体天井高が 2,650mm 以上であること。</u> <u>へ 住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。</u></p> <p>3 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号ハ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号ハ</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。 イ～ハ (略) <u>ニ 都市部に存する事業にあっては、浸水対策のために必要な雨水貯留浸透施設を設置すること。</u></p> <p>4 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号ニ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号ニ</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。 イ 住宅部分については、<u>強化外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準）を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準に適合すること。</u></p>	<p>第3 技術基準</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第6第1項第1号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第1号</u>に掲げる高齢者等配慮対策は、次のとおりとする。 イ～ロ (略)</p> <p>2 補助金交付要綱<u>第6第1項第2号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第2号</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。 イ～ニ (略) <u>(新設)</u></p> <p>3 補助金交付要綱<u>第6第1項第3号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第3号</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。 イ～ハ (略) <u>(新設)</u></p> <p>4 補助金交付要綱<u>第6第1項第4号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第4号</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。 イ 住宅部分については、<u>外皮基準（評価方法基準における断熱等性能等級4以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ一次エネルギー消費量が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以</u></p>

改正案	現行
<p>ロ 非住宅部分については、<u>再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から別表第1-2に掲げる用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準</u>に適合すること。</p> <p>5 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号ホ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号ホ</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅部分の住戸内部については、評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策(住戸専用部)において、主たる居室において構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの(住戸の境界部に存する壁及び柱を除く。)がないものとする。</p> <p>ロ・ハ(略)</p> <p><u>ニ 住宅部分については、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下「長期使用構造等基準」という。)第3の1.(2)及び4.(2)で定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>非住宅部分については、長期使用構造等基準第3の1.(2)及び4.(2)で定める基準に相当する対策以上であること。</u></p> <p>6 補助金交付要綱<u>第4第3項第1号へ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項第1号へ</u>に掲げる居住水準の</p>	<p><u>下「省エネ基準」という。)の基準値から10%削減となる省エネ性能の水準</u>に適合すること。</p> <p>ロ 非住宅部分については、<u>外皮基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号イ。工場等(工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの)の場合を除く。)を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準</u>に適合すること。</p> <p>5 補助金交付要綱<u>第6第1項第5号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第5号</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅部分の住戸内部については、評価方法基準第5の4の4-4に規定する更新対策(住戸専用部)において、<u>躯体天井高が2,500ミリメートル以上であるものとするとともに、</u>主たる居室において構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの(住戸の境界部に存する壁及び柱を除く。)がないものとする。</p> <p>ロ・ハ(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 補助金交付要綱<u>第6第1項第6号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 第1項第6号</u>に掲げる居住水準の向上</p>

改正案	現行
<p>向上に資するもの<u>であるとともに、適切な維持管理に配慮されているものであること</u>とは、次のとおりとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>ホ <u>住宅部分については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期法」という。)第6条第1項第2号から第5号までの規定を満たすとともに、原則として長期法第5条に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定を取得すること。</u></p> <p><u>非住宅部分については、長期法第6条第1項第3号及び第4号で定める規定に相当する対策を行うこと。</u></p> <p><u>7 補助金交付要綱第4第4項第1号イ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-(10) <u>3. 第4項第1号イ</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ <u>都市部以外に存する事業にあっては、浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。</u></p> <p>ホ <u>災害時に利用可能な給水関連施設を設置すること。</u></p> <p><u>8 補助金交付要綱第4第4項第1号ロ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-(10) <u>3. 第4項第1号ロ</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>に資するものとは、次のとおりとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p><u>7 補助金交付要綱第6第1項第6号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-(10) 5. 第1項第6号</u>に掲げる維持管理に配慮されているものとは、次のとおりとする。</p> <p><u>イ・ロ (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>8 補助金交付要綱第7第1項第1号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-(10) <u>6. 第1項第1号</u>に掲げる防災対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9 補助金交付要綱第7第1項第2号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー13-(10) <u>6. 第1項第2号</u>に掲げる環境対策は、次のとおりとする。</p> <p><u>イ ライフサイクルコスト対策とは、次の①から③までのすべてを満たすこと。</u></p>

改正案	現行
<p><u>イ～ロ</u> (略)</p> <p><u>ハ</u> <u>都市緑地法第 88 条に基づき、優良緑地確保計画の認定基準に適合し、認定を取得すること。</u></p> <p><u>9</u> <u>補助金交付要綱第 4 第 4 項第 1 号ハ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3 - (1 0) <u>3. 第 4 項第 1 号ハ</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ニ</u> <u>子育て支援スペース及び地域開放型コミュニティスペースを設置すること。</u></p> <p><u>1 0</u> <u>補助金交付要綱第 4 第 4 項第 1 号ニ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3 - (1 0) <u>3. 第 4 項第 1 号ニ</u>に掲げる生産性向</p>	<p><u>①</u> <u>住宅部分について、コンクリートの水セメント比は、別添に規定する。</u></p> <p><u>②</u> <u>住宅部分については、評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 1 に規定する維持管理対策等級 (専用配管) 及び同 4 - 2 に規定する維持管理対策等級 (共用配管) の等級 3 以上の基準を満たすこと。</u> <u>非住宅部分については、評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 1 に規定する維持管理対策等級 (専用配管) 及び同 4 - 2 に規定する維持管理対策等級 (共用配管) の等級 3 に相当する対策以上であること。</u></p> <p><u>③</u> <u>住宅部分については、評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 3 に規定する更新対策 (共用排水管) の等級 3 以上の基準を満たすこと。</u> <u>非住宅部分については、評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 3 に規定する更新対策 (共用排水管) の等級 3 に相当する対策以上であること。</u></p> <p><u>ロ～ハ</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1 0</u> <u>補助金交付要綱第 7 第 1 項第 3 号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3 - (1 0) <u>6. 第 1 項第 3 号</u>に掲げる子育て対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p><u>ニ</u> <u>住宅部分の住戸内部について、躯体天井高が 2,650 ミリメートル以上であるものとする。</u></p> <p><u>ホ</u> <u>子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペース及び宅配ボックスのすべてを設置すること。</u></p> <p><u>1 1</u> <u>補助金交付要綱第 7 第 1 項第 4 号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イー 1 3 - (1 0) <u>6. 第 1 項第 4 号</u>に掲げる生産性向上対</p>

改正案	現行
<p>上対策は、次のとおりとする。</p> <p>当該事業に係る設計及び施工においてBIM(Building Information Modeling)を導入すること。また施工後に、BIMで作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。</p> <p><u>1.1 補助金交付要綱第4第4項第1号ホ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第1号ホ</u>に掲げる働き方対策は、次のとおりとする。</p> <p>テレワーク拠点(コワーキングスペース等)を整備すること。この場合において、次のイから<u>ニ</u>までのすべてに該当すること。</p> <p>イ～ハ(略)</p> <p><u>ニ 当該市町村における当該施設の就業人口あたり施設数が全国平均を下回っており、かつ、当該施設のニーズが確認できること。</u></p> <p><u>1.2 補助金交付要綱第4第4項第1号へ</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第4項第1号へ</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅部分については、<u>基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準</u>に適合すること。</p> <p>ロ 非住宅部分については、<u>基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準</u>に適合すること。</p> <p>第4(略) 附則(略)</p>	<p>策は、次のとおりとする。</p> <p>当該事業に係る設計や施工においてBIM(Building Information Modeling)を導入すること。また施工後に、BIMで作成された竣工図を事業者を引き継ぐこと。</p> <p><u>1.2 補助金交付要綱第7第1項第5号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第5号</u>に掲げる働き方対策は、次のとおりとする。</p> <p>テレワーク拠点(コワーキングスペース等)を整備すること。この場合において、次のイから<u>ハ</u>までのすべてに該当すること。</p> <p>イ～ハ(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>1.3 補助金交付要綱第7第1項第6号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>6. 第1項第6号</u>に掲げる省エネルギー対策は、次のとおりとする。</p> <p>イ 住宅部分については、<u>強化外皮基準(評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準</u>に適合すること。</p> <p>ロ 非住宅部分については、<u>再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から別表第1-2に掲げる用途に応じて30%削減又は40%削減(小規模(300㎡未満)は20%削減)となる省エネ性能の水準</u>に適合すること。</p> <p>第4(略) 附則(略)</p>

改正案	現行
<p>附則 <u>この技術基準は、令和7年4月1日より施行する。</u></p> <p>別表第1-1～別表第1-2（略）</p> <p>（別紙2）防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1 通則 この実施要領は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。）<u>第4第3項第2号及び第4項第2号</u>、並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>3. 第3項第2号及び第4項第2号</u>の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術評価について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 技術評価に必要な書類の作成</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第4第3項第2号及び第4項第2号</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>3. 第3項第2号及び第4項第2号</u>に規定する技術評価に必要な書類は、技術基準及びこの実施要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により作成する技術評価に必要な書類は、補助金交付要綱<u>第4第3項及び第4項</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>3. 第3項及び第4項</u>に規定する要件について、</p>	<p>（新設）</p> <p>別表第1-1～別表第1-2（略）</p> <p>（別紙2）防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術評価実施要領</p> <p>第1 通則 この実施要領は、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付け国都市第341号・国住備第724号・国住街第201号・国住市第179号。以下「補助金交付要綱」という。）<u>第6第2項及び第7第2項</u>、並びに社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「総合交付金交付要綱」という。）附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>5. 第2項及び6. 第2項</u>の規定により別に定める防災・省エネまちづくり緊急促進事業の国庫補助採択に係る技術評価について必要な事項を定めることにより、防災・省エネまちづくり緊急促進事業の適正な執行及び円滑な運用を図ることを目的とする。</p> <p>第2 技術評価に必要な書類の作成</p> <p>1 補助金交付要綱<u>第6第2項及び第7第2項</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>5. 第2項及び6. 第2項</u>に規定する技術評価に必要な書類は、技術基準及びこの実施要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 前項の規定により作成する技術評価に必要な書類は、補助金交付要綱<u>第6及び第7</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-（10）<u>5. 及び6.</u>に規定する要件について、別表第2に掲げる</p>

改正案	現行
<p>別表第2に掲げる項目に関し、内容及び判断基準並びに評価の方法・内容に従って作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 技術評価の実施</p> <p>1 技術評価は、第2に規定する書類に関し、補助金交付要綱<u>第4第3項及び第4項</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第3項及び第4項</u>への適合を確認することをもって行うものとする。</p> <p>2 国土交通大臣、都道府県知事又は補助金交付要綱<u>第4第5項第2号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項第2号</u>に規定する公的機関の長は、補助金交付要綱<u>第4第5項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項</u>に規定する技術評価を適正に実施するために必要があると認めるときは、当該技術評価に必要な書類を作成した者に対し、関連資料の提出を求めることができる。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 技術評価に係る書類</p> <p><u>1</u> 補助金交付要綱<u>第4第5項第1号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>3. 第5項第1号</u>に規定する住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、<u>別表第3-1</u>に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</p> <p><u>2</u> 住宅においては、原則として、<u>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準第3第6項ホに規定する長期優良住宅建築等計画等の認定に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、別表</u></p>	<p>項目に関し、内容及び判断基準並びに評価の方法・内容に従って作成するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 技術評価の実施</p> <p>1 技術評価は、第2に規定する書類に関し、補助金交付要綱<u>第6及び第7</u>、並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>5. 及び6.</u>への適合を確認することをもって行うものとする。</p> <p>2 国土交通大臣、都道府県知事又は補助金交付要綱<u>第8第2項</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第2項</u>に規定する公的機関の長は、補助金交付要綱<u>第8第1項及び第2項</u>並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第1項及び第2項</u>に規定する技術評価を適正に実施するために必要があると認めるときは、当該技術評価に必要な書類を作成した者に対し、関連資料の提出を求めることができる。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 技術評価に係る書類</p> <p>補助金交付要綱<u>第8第1項</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10) <u>7. 第1項</u>に規定する住宅の性能に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、<u>別表第3</u>に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行																								
<p><u>第3-3に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</u></p> <p><u>3 補助金交付要綱第4第4項第1号ロ③又は総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)3. 第4項第1号ロ③に適合する場合においては、原則として、<u>防災・省エネまちづくり緊急促進事業技術基準第3第8項ハに規定する優良緑地確保計画の認定に関する技術評価に必要な内容の審査に係る書類として、別表第3-5に定める書類を交付申請書に添付するものとする。</u></u></p> <p>附則（略） <u>附則</u> <u>この要領は、令和7年4月1日より施行する。</u></p> <p>別表第2（別紙にて記載）</p> <p><u>別表第3-1</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>附則（略） <u>(新設)</u></p> <p>別表第2（別紙にて記載）</p> <p><u>別表第3</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 858 481 951">交付申請時点で終了している事項</th> <th colspan="2" data-bbox="481 858 1088 951">交付申請書に添付する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 951 481 1129">設計された住宅に係る住宅性能評価の申請</td> <td data-bbox="481 951 952 1129">住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し</td> <td data-bbox="952 951 1088 1350" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>別表第3-2</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1129 481 1217">設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付</td> <td data-bbox="481 1129 952 1217">設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1217 481 1305">建設された住宅に係る住宅性能評価の申請</td> <td data-bbox="481 1217 952 1305">省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1305 481 1350">建設された住宅に係る</td> <td data-bbox="481 1305 952 1350">建設された住宅に係る住宅性能評価書の</td> </tr> </tbody> </table>	交付申請時点で終了している事項	交付申請書に添付する書類		設計された住宅に係る住宅性能評価の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し	<u>別表第3-2</u>	設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付	設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し	建設された住宅に係る住宅性能評価の申請	省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し	建設された住宅に係る	建設された住宅に係る住宅性能評価書の	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 858 1449 951">交付申請時点で終了している事項</th> <th colspan="2" data-bbox="1449 858 2060 951">交付申請書に添付する書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 951 1449 1129">設計された住宅に係る住宅性能評価の申請</td> <td data-bbox="1449 951 1921 1129">住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し</td> <td data-bbox="1921 951 2060 1350" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">別表第3-<u>1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1129 1449 1217">設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付</td> <td data-bbox="1449 1129 1921 1217">設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1217 1449 1305">建設された住宅に係る住宅性能評価の申請</td> <td data-bbox="1449 1217 1921 1305">省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 1305 1449 1350">建設された住宅に係る</td> <td data-bbox="1449 1305 1921 1350">建設された住宅に係る住宅性能評価書の</td> </tr> </tbody> </table>	交付申請時点で終了している事項	交付申請書に添付する書類		設計された住宅に係る住宅性能評価の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し	別表第3- <u>1</u>	設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付	設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し	建設された住宅に係る住宅性能評価の申請	省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し	建設された住宅に係る	建設された住宅に係る住宅性能評価書の
交付申請時点で終了している事項	交付申請書に添付する書類																								
設計された住宅に係る住宅性能評価の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し	<u>別表第3-2</u>																							
設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付	設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し																								
建設された住宅に係る住宅性能評価の申請	省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し																								
建設された住宅に係る	建設された住宅に係る住宅性能評価書の																								
交付申請時点で終了している事項	交付申請書に添付する書類																								
設計された住宅に係る住宅性能評価の申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年3月31日建設省令第20号。以下、省令という。）第3条に規定する第4号様式の第1面の写し	別表第3- <u>1</u>																							
設計された住宅に係る住宅性能評価書の交付	設計された住宅に係る住宅性能評価書の表紙の写し																								
建設された住宅に係る住宅性能評価の申請	省令第5条に規定する第7号様式の第1面の写し																								
建設された住宅に係る	建設された住宅に係る住宅性能評価書の																								

改正案		現行	
住宅性能評価書の交付	表紙の写し	住宅性能評価書の交付	表紙の写し
(注1) (略)		(注1) (略)	
(注2) 交付申請時点で設計された住宅に係る住宅性能評価の申請が終了していない場合にあつては別表第3-2のみを提出し、当該申請を行った際は、速やかに右欄に掲げる書類を提出するものとする。		(注2) 交付申請時点で設計された住宅に係る住宅性能評価の申請が終了していない場合にあつては別表第3-1のみを提出し、当該申請を行った際は、速やかに右欄に掲げる書類を提出するものとする。	
(注3) (略)		(注3) (略)	
<u>別表第3-2</u> (略)		<u>別表第3-1</u> (略)	
<u>別表第3-3</u>		<u>(新設)</u>	
<u>交付申請時点で終了している事項</u>	<u>交付申請書に添付する書類</u>		
<u>長期使用構造等であるかの確認の申請</u>	下記のいずれか ・ <u>確認申請書の第1面の写し</u> ・ <u>設計住宅性能評価申請書の第1面及び第2面の写し</u>	<u>別表第3-4</u>	
<u>長期使用構造等であるかの確認書の交付</u>	<u>登録住宅性能評価機関が交付した確認書等の表紙の写し</u>		
<u>長期優良住宅の認定申請</u>	<u>所管行政庁に提出した認定申請書の第1面の写し</u>		
<u>長期優良住宅の認定</u>	<u>所管行政庁が交付した認定通知書の表紙の写し</u>		
<u>(注1) 交付申請時点で終了している事項のうち、直近に終了した事項に該当する書類のみを提出するものとする。</u>			
<u>(注2) 交付申請時点で長期使用構造等であるかの確認の申請が終了していない場合にあつては別表第3-4のみを提出し、当該申請</u>			

改正案

現行

を行った際は、速やかに右欄に掲げる書類を提出するものとする。

別表第3-4

	申請 年月日（予定）（注） 交付	長期使用構造等であるかの 確認を受ける登録住宅性能 評価機関又は長期優良住宅 の認定を受ける所管行政庁 の名称（予定）（注）
長期使用構造等であるかの確認の申請		
長期使用構造等であるかの確認書の交付		
長期優良住宅の認定申請		
長期優良住宅の認定		

（注）長期使用構造等であるかの確認の申請又は長期使用構図等であるかの確認書の交付が終了していない場合は、その予定時期及び長期使用構造等であるかの確認を受ける登録住宅性能評価機関又は長期優良住宅の認定を受ける所管行政庁の名称を記入し、（予定）と付すこと。

別表第3-5

交付申請時点で 終了している事項	交付申請書に添付する書類	
優良緑地確保計画の認定申請	申請書	別表 第3-6
優良緑地確保計画の認定	認定通知	

（注1）交付申請時点で終了している事項のうち、直近に終了した事項

（新設）

（新設）

改正案	現行						
<p><u>に該当する書類のみを提出するものとする。</u></p> <p><u>(注2) 交付申請時点で終了していない事項がある場合にあっては、別表第3-6のみを提出し、当該申請を行った際は、速やかに右欄に掲げる書類を提出するものとする。なお、申請とは、本申請のことを指す。</u></p> <p><u>別表第3-6</u></p> <table border="1" data-bbox="208 483 1093 707"> <tr> <td data-bbox="208 483 775 619"></td> <td data-bbox="775 483 1093 619"> <u>申請</u> <u>年月日(予定)(注)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 619 775 659"> <u>優良緑地確保計画の認定申請</u> </td> <td data-bbox="775 619 1093 659"> <u>交付</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 659 775 707"> <u>優良緑地確保計画の認定</u> </td> <td data-bbox="775 659 1093 707"></td> </tr> </table> <p><u>(注1) 優良緑地確保計画の申請等が終了していない場合は、その予定時期を記入すること。</u></p> <p><u>(注2) 原則として、着工までに優良緑地確保計画の申請を行うこと。</u></p> <p>(別紙3) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法</p> <p>第1 通則 補助金要綱<u>第6第1項第3号及び第5号並びに</u>総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第1項第2号及び第4号</u>に規定する別に定める算出方法については、以下のとおりとする。</p> <p>第2 補助対象事業費の算出方法 イ 住宅床について 補助金交付要綱<u>第6第1項第1号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ</p>		<u>申請</u> <u>年月日(予定)(注)</u>	<u>優良緑地確保計画の認定申請</u>	<u>交付</u>	<u>優良緑地確保計画の認定</u>		<p><u>(新設)</u></p> <p>(別紙3) 防災・省エネまちづくり緊急促進事業の補助対象事業費算出方法</p> <p>第1 通則 補助金要綱<u>第9第3項</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10) <u>第2項</u>に規定する別に定める算出方法については、以下のとおりとする。</p> <p>第2 補助対象事業費の算出方法 イ 住宅床について 補助金交付要綱<u>第9第1項の各号</u>及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ</p>
	<u>申請</u> <u>年月日(予定)(注)</u>						
<u>優良緑地確保計画の認定申請</u>	<u>交付</u>						
<u>優良緑地確保計画の認定</u>							

改正案

編イ-13-(10) 第1項第1号に掲げる対策のうち住宅床の整備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。

$$A = B / 10,000 \times C$$

A：付加的費用の額

B：表1に掲げる各項目のうち当該事業における実施項目に応じたポイント合計

C：補助金交付要綱第4第2項第1号及び総合交付金交付要綱附属第II編イ-13-(10) 3. 第2項第1号に掲げる事業により整備される施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金が交付される部分に相当する額を除く。）に住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの
 なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等、住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととする。

現行

編イ-13-(10) 第1項の各号に掲げる対策のうち住宅床の整備に付加的に要する費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。

$$A = B / 10,000 \times C$$

A：付加的費用の額

B：表1に掲げる各項目のうち当該事業における実施項目に応じたポイント合計

C：補助金交付要綱第5第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第II編イ-13-(10) 4. 第1項第1号に掲げる事業により整備される施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金及び交付金が交付される部分に相当する額を除く。）に住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの
 なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等、住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととする。

表1 住宅床の場合

項目	内容	ポイント	
I 構造 部分 等	①躯体の性能向上		
	a 省エネルギー	イ <u>強化外皮基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準を満たす。</u>	注1
		ロ <u>基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減となる水準に適合する。</u>	注1
	b 耐久性向上	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		コンクリートの水セメント比を45%以下等とする。	50
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
c 床厚・壁厚の確保	イ 評価方法基準第5の8の8-1に規定する重量床	120	

表1 住宅床の場合

項目	内容	ポイント	
I 構造 部分 等	①躯体の性能向上		
	a 省エネルギー	イ <u>外皮基準を満たし、かつ一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から10%削減となる省エネ性能の水準を満たす。</u>	注1
		ロ <u>強化外皮基準を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準を満たす。</u>	注1
	b 耐久性向上	<u>評価方法基準第5の3の3-1に規定する劣化対策等級について等級3の基準を満たす。</u>	60
		コンクリートの水セメント比を45%以下等とする。	50
	c 階高の確保	イ <u>原則として、2,500ミリメートル以上の躯体天井高</u>	110

改正案				現行			
	保(イ、ロ及びハ)	衝撃音対策等級が等級4に相当する基準を満たす。				とする。(注2)	
		ロ 評価方法基準第5の8の8-2に規定する軽量床衝撃音対策等級が等級4に相当する基準を満たす。			ロ 2,650ミリメートル以上の躯体天井高とする。	175	
		ハ 評価方法基準第5の8の8-3に規定する透過損失等級(界壁)が等級4に相当する基準を満たす。					
	d 構造の安定性	評価方法基準第5の1の1-1に規定する耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級2相当以上である。 免震構造若しくは制震構造の採用	300	注1			
e 津波に対する構造安全性	整備される施設建築物が、津波に対して安全な構造であること。	注1及び注2					
II 住戸及び共用部	①住戸						
	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-1に規定する高齢者等配慮対策等級(専用部分)が等級3以上の基準を満たす。	100				
	b 設備配管の更新性向上 (イ、ロ及びハ)	イ 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級(専用配管)が等級3以上の基準を満たす。	105				
		ロ 評価方法基準第5の4の4-2に規定する維持管理対策等級(共用配管)が等級3以上の基準を満たす。					
		ハ 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策等級(共用排水管)が等級3以上の基準を満たす。					
	(削除)	(削除)	(削除)				
	②共用部						
	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齢者等配慮対策等級(共用部分)が等級4以上であるものとする。	130				
	(削除)	(削除)	(削除)				
	(削除)	(削除)	(削除)				
b 共働き世帯支援	子育て支援スペース及び地域開放型コミュニティスペースを設置する。	注1					
III 共同施設・屋	①防災対策						
	a 帰宅困難者支援 (都市部以外)	非常時における周辺住民や帰宅困難者等の一時滞在等の用に供することができる集会所や、備蓄倉庫等の整備	注1				
	b 延焼遮断帯等	非常時に発生する火災に対して有効に機能する延焼遮断帯の形成	注1				
	c 浸水対策	浸水リスクを低減するための雨水貯留浸透施設等の整備	20				
II 住戸及び共用部	①住戸						
	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-1に規定する高齢者等配慮対策等級(専用部分)が等級3以上の基準を満たす。	100				
	b 設備配管の更新性向上 (イ、ロ及びハ)	イ 評価方法基準第5の4の4-1に規定する維持管理対策等級(専用配管)が等級3以上の基準を満たす。	105				
		ロ 評価方法基準第5の4の4-2に規定する維持管理対策等級(共用配管)が等級3以上の基準を満たす。					
		ハ 評価方法基準第5の4の4-3に規定する更新対策等級(共用排水管)が等級3以上の基準を満たす。					
	c 侵入を防止する開口部	住戸の出入口及び窓に侵入を防止する性能を有する建具を使用する。	85				
	②共用部						
	a 高齢者等に配慮した構造	評価方法基準第5の9の9-2に規定する高齢者等配慮対策等級(共用部分)が等級4以上であるものとする。	130				
	b 侵入を防止する設備 (イ及びロ)	イ 共用玄関は、オートロックを設置したもの又は玄関扉を通過する人物を映す撮影する防犯カメラを設置したものである。 ロ エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡または吹鳴する装置が設置されていること。	30				

改正案	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(注2)～(注4)</u></p> <p><u>(注5)</u> 各項目の内容について、補助金交付要綱第4第3項第2号及び第4項第2号並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10)3. 第3項第2号及び第4項第2号の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>ロ 非住宅床について</p> <p>補助金交付要綱第6第1項第1号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10)第1項第1号に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から(3)までの項目については、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> <p>(1) 補助金交付要綱第6第1項第1号(1)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10)第1項第1号(1)に規定する高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A：付加的費用の額 B：表2に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計 C：補助金交付要綱第4第3項第1号イ②及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10)3. 第3項第1号イ②に掲げる要件を満たす施設建築物について、建築工事費（他の国庫補</p>	<p><u>(注2)</u> 平均して2,500ミリメートル以上の躯体天井高が確保されている場合であって2,500ミリメートル以上の躯体天井高を有する場合と同程度のはり下寸法が確保できる場合、又は壁式構造の場合の躯体天井高は2,450ミリメートル以上を可とし、木造の場合の躯体天井高は2,400ミリメートル以上を可とする。</p> <p><u>(注3)～(注5)</u></p> <p><u>(注6)</u> 各項目の内容について、補助金交付要綱第6第2項及び第7第2項並びに総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10)5. 第2項及び6. 第2項の規定により別に定める技術基準又は技術評価に規定がある場合は、当該規定に適合させるものとする。</p> <p>ロ 非住宅床について</p> <p>補助金交付要綱第9第1項の各号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10)第1項の各号に掲げる対策のうち非住宅床の整備に要する費用の中で次の(1)から(3)までの項目については、以下の算式を用いてもよいこととする。</p> <p>(1) 補助金交付要綱第9第1項(1)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ－13－(10)第1項(1)に規定する高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用</p> $A = B / 10,000 \times C$ <p>A：付加的費用の額 B：表2に掲げるバリアフリー化項目のポイント合計 C：補助金交付要綱第9第1項第1号ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－13－(10)5. 第1項第1号ロに掲げる要件を満たす施設建築物について、建築工事費（他の国庫補助金</p>

改正案	現行
<p>助金及び交付金並びに公共施設管理者負担金（以下「管理者負担金」という。）が交付される部分に相当する額を除く。）に非住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、非住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととし、非住宅部分に複数の用途が含まれる場合にも同様の考え方によること。</p> <p>表2（略）</p> <p>(2) 補助金交付要綱第6第1項第1号(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第1号(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費」のうち集会所、アトリウム等の施設（空地等以外のもの）に関する整備費の算出は、以下の算式を用いるものとする。</p> $A = B \times S1 / S2 + C$ <p>A：当該施設の整備費 B：施設建築物の建築工事費 S1：補助対象となる公共的施設の床面積の合計 S2：施設建築物の延床面積 C：当該施設の仕上等工事費</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、集会所、アトリウム等のうち災害時に避難場所等として活用可能な部分のみとする。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供す 	<p>及び交付金並びに公共施設管理者負担金（以下「管理者負担金」という。）が交付される部分に相当する額を除く。）に非住宅部分の床面積（共用部分を含む。）の全体床面積に対する割合を乗じたもの</p> <p>なお、住宅部分と非住宅部分に共通な共用部分等住宅部分と非住宅部分に分けることが困難な部分にあっては、非住宅部分の床面積及び全体床面積から各々除いてCを計算してよいこととし、非住宅部分に複数の用途が含まれる場合にも同様の考え方によること。</p> <p>表2（略）</p> <p>(2) 補助金交付要綱第9第1項(4)及び(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費」のうち集会所、アトリウム等の施設（空地等以外のもの）に関する整備費の算出は、以下の算式を用いるものとする。</p> $A = B \times S1 / S2 + C$ <p>A：当該施設の整備費 B：施設建築物の建築工事費 S1：補助対象となる公共的施設の床面積の合計 S2：施設建築物の延床面積 C：当該施設の仕上等工事費</p> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、集会所、アトリウム等のうち災害時に避難場所等として活用可能な部分のみとする。この場合において、当該事業により整備される施設建築物を地方公共団体が定める地域防災計画に位置付けるとともに、一時滞在時の用に供す

改正案	現行
<p>る集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の補助対象項目で積算したもの（空地等整備費等）を重複計算しないこと。 <p>(3) 補助金交付要綱第6第1項1号(9)ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第1号(9)ロに規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。</p> $A = B \times \Sigma (C_i / 1,000 \times D_i \times E_i)$ <p>i : 緑化施設を整備する屋上等（壁面緑化を除く）の階数 A : 付加的費用の額 B : 施設建築物に係る建築工事費（他の国庫補助金及び交付金並びに管理者負担金が交付される部分に相当する額を除く。） C_i: i階における表3に掲げる耐荷重構造化費用に係る階層別係数 D_i: 当該建築物の建築面積に対するi階の屋上等に設けられる緑化施設の面積の合計の割合 E_i: 施設建築物について、全体の延べ面積に対するi階から下層階（地階を含む。）の延べ面積の合計の割合（吹き抜けが設けられている場合は、当該部分に床があるものとして算定すること） 表3（略）</p> <p>ハ 補助金交付要綱第6第1項第1号(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項第1号(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費」のう</p>	<p>る集会所等の管理について、地方公共団体との間で維持管理協定を締結すること（締結予定を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の補助対象項目で積算したもの（空地等整備費等）を重複計算しないこと。 <p>(3) 補助金交付要綱第9第1項(9)ロ及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(9)ロに規定する「屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用」の算出は、以下の算式を用いてよいこととする。</p> $A = B \times \Sigma (C_i / 1,000 \times D_i \times E_i)$ <p>i : 緑化施設を整備する屋上等（壁面緑化を除く）の階数 A : 付加的費用の額 B : 施設建築物に係る建築工事費（他の国庫補助金及び交付金並びに管理者負担金が交付される部分に相当する額を除く。） C_i: i階における表3に掲げる耐荷重構造化費用に係る階層別係数 D_i: 当該建築物の建築面積に対するi階の屋上等に設けられる緑化施設の面積の合計の割合 E_i: 施設建築物について、全体の延べ面積に対するi階から下層階（地階を含む。）の延べ面積の合計の割合（吹き抜けが設けられている場合は、当該部分に床があるものとして算定すること） 表3（略）</p> <p>ハ 補助金交付要綱第9第1項(4)及び(5)及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イ-13-(10)第1項(4)及び(5)に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用</p>

改正案	現行
<p>ち集会所、アトリウム等の施設（空地等以外のもの）に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。</p> <p>A = B × C × D</p> <p>A：当該施設の用地費相当額 B：評価基準日における当該施設の存する施設建築敷地内の宅地評価額の平均 C：当該施設の存する施設建築敷地の面積 D：権利変換計画に定められた当該施設の土地持ち分比の合計（当該施設が権利変換計画上で一体となる施設の一部である場合は、床面積割合により按分する。）</p> <p>（注）（略）</p> <p>ニ 補助金交付要綱第6第1項第1号（5）及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー13-（10）第1項第1号（5）に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金は改めて基礎額の算定の際において対象としないが、管理者負担金による算出のうち、建築物等一部のみが算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p>第3 補助対象外事業費の算出方法 <u>補助金交付要綱第6第1項第4号に掲げる補助対象事業の建設工事費に含めない費用の算出は、以下の算式を用いてもよいこととする。</u></p>	<p>地費」のうち集会所、アトリウム等の施設（空地等以外のもの）に関する用地費の算出は、評価基準日における宅地評価額によるものとし、当該施設が施設建築物の一部となる場合には以下の算式を用いるものとする。</p> <p>A = B × C × D</p> <p>A：当該施設の用地費相当額 B：評価基準日における当該施設の存する施設建築敷地内の宅地評価額の平均 C：当該施設の存する施設建築敷地の面積 D：権利変換計画に定められた当該施設の土地持ち分比の合計（当該施設が権利変換計画上で一体となる施設の一部である場合は、床面積割合により按分する。）</p> <p>（注）（略）</p> <p>ニ 補助金交付要綱第9第1項（4）及び（5）及び総合交付金交付要綱附属第Ⅲ編イー13-（10）第1項（4）及び（5）に規定する「災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の用地費及び補償費」のうち空地等に関するものの算出は、管理者負担金の算出と同様に扱うものとする。また、管理者負担金で算出に使われた補償金による算出のうち、建築物等一部のみが算出の対象となっている場合は、その額を控除した額で基礎額の算定の際において対象とする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正案	現行															
<p><u>$A = B / 10,000 \times C$</u></p> <p><u>A : 付加的費用の額</u></p> <p><u>B : 表4に掲げる各項目のうち当該事業における実施項目に応じたポイント合計</u></p> <p><u>C : 補助金交付要綱第4第2項第1号及び総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-13-(10)3.第2項第1号に掲げる事業により整備される施設建築物における建築工事費(他の国庫補助金及び交付金が交付される部分に相当する額を除く。)</u></p>																
<p>表4 住宅床の場合</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="181 647 376 687">項目</th> <th data-bbox="376 647 981 687">内 容</th> <th data-bbox="981 647 1111 687">ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="181 687 376 719">子育て対策</td> <td data-bbox="376 687 981 719"></td> <td data-bbox="981 687 1111 719"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 719 376 783">転落事故防止</td> <td data-bbox="376 719 981 783"> <u>足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。</u> </td> <td data-bbox="981 719 1111 783">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 783 376 879">共用通行部分 子育て配慮</td> <td data-bbox="376 783 981 879"> <u>出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ(概ね75cm以下)への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。</u> </td> <td data-bbox="981 783 1111 879">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 879 376 1361">防犯性確保</td> <td data-bbox="376 879 981 1361"> <u>住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。</u> <u>(1) 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u> <u>(2) エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u> <u>(3) 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。</u> <u>(4) 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u> <u>(5) 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、</u> </td> <td data-bbox="981 879 1111 1361">115</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内 容	ポイント	子育て対策			転落事故防止	<u>足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。</u>	30	共用通行部分 子育て配慮	<u>出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ(概ね75cm以下)への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。</u>	30	防犯性確保	<u>住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。</u> <u>(1) 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u> <u>(2) エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u> <u>(3) 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。</u> <u>(4) 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u> <u>(5) 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、</u>	115	
項目	内 容	ポイント														
子育て対策																
転落事故防止	<u>足がかりの生じない壁仕上げ等、転落事故の防止に配慮した対策が講じられていること。</u>	30														
共用通行部分 子育て配慮	<u>出入口におけるスロープの設置、階段における子供が使用可能な高さ(概ね75cm以下)への手すりの設置等、共用通行部分において子育てに配慮した対策が講じられていること。</u>	30														
防犯性確保	<u>住宅部分について、次の(1)から(5)までのすべてを満たすこと。</u> <u>(1) 建築物の出入口は、オートロックの設置、玄関扉等を通過する人物を映す防犯カメラの設置等、外部からの不審者等の侵入防止の措置が講じられていること。</u> <u>(2) エレベーターは、かごの内部に防犯カメラを設置したものとするとともに、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</u> <u>(3) 住戸の玄関は、侵入を防止する性能を有する扉及び錠が設置されたものとする。</u> <u>(4) 共用廊下等に面する窓等は、面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。</u> <u>(5) 建物出入口の存する階及びその直上階の住戸の窓等は、</u>	115														

改正案			現行
	面格子又は侵入を防止する性能を有するサッシ及びガラスが設置されたものとする。		
躯体天井高さ	住戸の躯体天井高さが2,650mm以上であること。	175	
宅配ボックス	住宅部分について、宅配ボックスを設置すること。	5	
防災対策			
帰宅困難者支援 (都市部)	非常時における周辺住民や帰宅困難者等の一時滞在等の用に供することができる集会所や、備蓄倉庫等の整備	注1	
浸水対策 (都市部)	浸水リスクを低減するための雨水貯留浸透施設等の整備	20	
環境対策			
更新対策、劣化対策	更新対策(住戸専用部)水準相当 劣化対策(構造躯体等)等級3	注1 60	
リサイクル性への配慮	施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。	注1	
<p>(注1) 当該項目の内容を実施することによる工事費増に係る実積算額を全体建設工事費で除した額に10,000を乗じて得た数値を当該項目のポイントとする。</p>			
<p>表5 非住宅床の場合</p>			
項 目	内 容	ポイント	
防災対策			
帰宅困難者 (都市部)	非常時における周辺住民や帰宅困難者等の一時滞在等の用に供することができる集会所や、備蓄倉庫等の整備	注1	
浸水対策 (都市部)	浸水リスクを低減するための雨水貯留浸透施設等の整備	20	
環境対策			
リサイクル性への配慮	施設建築物等の建設及び除却の段階において発生する建設資材廃棄物の発生の抑制、再使用及び再資源化、リサイクル建材の利用、使用段階におけるごみの分別等に配慮したものとすること。	注1	
<p>(注1) 当該項目の内容を実施することによる工事費増に係る実積算額を全体</p>			

改正案	現行
<p><u>建設工事費で除した額に 10,000 を乗じて得た数値を当該項目のポイントとする。</u></p> <p>附則（略） <u>附則</u> <u>この補助対象事業費算出方法は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。</u></p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>附則（略）S <u>（新設）</u></p> <p><u>別添 コンクリートの水セメント比</u></p>